

安全の手引き

2022年 2月

在アトランタ日本国総領事館

在留届の提出をお願いします。

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人の皆様に対しては、在留届を提出することが法令で義務付けられています。

総領事館では、在留届で登録いただいたメールアドレスに安全に関する情報を発信しています。また、緊急事態発生時には、提出された在留届を元に安否確認・支援活動等を行います。

オンライン在留届 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

当館ホームページ https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【目次】

I はじめに・・・ p. 1

II 日常生活の安全対策・・・ p. 2

III 緊急事態への備え・・・ p. 6

資料 緊急連絡先・・・ p. 8

I はじめに

近年、海外で生活する日本人が増加し、海外で事件や事故に巻き込まれる事案も増加しています。ひとたび海外で事件や事故に遭遇されると、現地においてはもちろん、日本のご家族をはじめ多くの関係者に大変な心配をかけ、事後措置に多大な労力と出費を要することになります。

海外で事件や事故に巻き込まれないためには、当地の法令や実情を十分理解され、日頃から安全対策に留意されることが大切です。この「安全の手引き」は、日本人の皆様が当館管轄区域に安全に滞在されるための基礎的な情報をとりまとめたものです。安全対策の参考としていただければ幸いです。

当館の管轄州は、米国南東部の以下4州です。

ジョージア州

アラバマ州

ノースカロライナ州

サウスカロライナ州

II 日常生活の安全対策

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自己防衛意識を持つ

「自分と家族の安全は、自分たち自身で守る」ことが安全対策の大原則です。

(2) 安全を優先する

安易に利便性や値段だけで選ぶことなく、安全性を重視することが重要です。

(3) 当地の常識や生活習慣を尊重する米国は個人主義の国と言われますが、これは各人がルールやマナーを守ることが前提です。当地の法律や一般常識、若しくは、コミュニティのルールを守り、無用なトラブルを避けましょう。

【安全のための三原則】

- ・目立たない
- ・行動を予知されない
- ・用心を怠らない(生活に慣れたところが要注意)

2 最近の犯罪発生状況

(1) 2020年中の各州の犯罪発生状況 (FBI統計資料より抜粋)

	殺人	強姦	強盗	傷害	侵入盗	非侵入盗	車両盗
全米	6.5	38.4	73.9	279.7	314.2	1398	246
ジョージア州	8.8	31.9	65.5	293.8	290.7	1479.5	238.2
アラバマ州	9.6	32.7	54.2	357.1	399.5	1515.3	222
ノースカロライナ州	8	27.6	69.2	314.5	471.2	1561.7	193.6
サウスカロライナ州	10.5	38.4	59.8	420.3	448	1991	282.1

※数値は、人口10万人当たりの犯罪発生率

(2) 当館管轄内における日本人の被害事例

- 駐車していた自動車の窓ガラスを割られ、車内に置いていた貴重品を盗まれた。
- ホテルの自室に侵入され、金品を盗まれた。
- 留守中の住宅に侵入され、現金や貴重品が盗まれた。
- 公的機関や実在する会社を装った詐欺電話で金品をだまし取られそうになった。
- ガソリンスタンドで給油時に拳銃を突きつけられ、車を奪われた。
- ガソリンスタンドで給油時にドアを開けられ、車内の貴重品を盗まれた。

3 安全に生活するための具体的な留意事項

(1) 住居の安全対策

ア 最新の治安情勢の情報を入手し、安全な地域を住居に選びましょう。

- 正確な情報を掲載しているインターネットサイトを使いましょう。
- 会社の同僚等、既に在留されている邦人の方の評判を聞いてみましょう。
- 信頼のできる不動産会社を選定しましょう。

- 日本人向け情報誌を活用しましょう。

イ 日常生活で気をつけること。

- 警報装置や窓ガラスの飛散防止フィルム等、防犯機器を設置しましょう。
- 帰宅時は、玄関戸をすぐに施錠しましょう。
- 外出時や就寝前には必ず戸窓の戸締まりを確認しましょう。
- 来訪者があった場合、相手の身分や用件を十分に確認してドアを開けてください。

(2) 外出時の注意事項

- 日が暮れてからの徒歩外出はできるだけ避け、自動車等を利用しましょう。
- イヤホンを付けて音楽を聴きながらの移動は、周囲の音が聞こえず不審者が近付いても気が付くことができないため、大変危険ですのでやめましょう。
- 後方からの追従がないか、時々周囲に気を配りましょう。見知らぬ人から声をかけられたら警戒しましょう。
- 自動車配車サービスは便利な反面、関連する犯罪被害も発生しています。乗車前にナンバープレートや運転手を確認する等、注意を怠らないようにしましょう。

(3) 個人情報を守るための注意事項

- 電話やインターネットで個人情報を聞かれても、すぐに返答することなく、相手を十分に確認する等、適切に対応しましょう。
- 偽の着信履歴を表示させるアプリケーションが出回っています。着信履歴だけで安易に相手方を信用してはいけません。
- レシート、銀行口座明細、クレジットカード明細、小切手等の個人情報が含まれた書類等を捨てる時は、シュレッダーをかけて再現できないようにしましょう。
- ソーシャル・セキュリティ・カードを持ち歩かないようにしましょう。

(4) 犯罪に遭遇した場合

- 銃や刃物を突きつけられた場合、反撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなるため、抵抗せず従いましょう。
- ひったくり等の被害に遭っても、相手や共犯者等に反撃される可能性があるため、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとするべきではありません。
- 犯罪被害に遭ったときは、必ず警察に届けてください。クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、速やかにクレジットカード会社や銀行に連絡し、支払い停止手続きをして、被害を最小限に抑えましょう。

4 生活習慣の違いによる注意事項

日米の生活習慣の違いから来る「うっかり」や「ちょっと」が思わぬ大事件になってしまうことがあります。

- 子供への体罰が子供に対する虐待行為と見なされ、夫婦間の暴力も家庭内暴力として処罰の対象にもなります。
- 子供が小さくても、親と一緒に湯船に入ったり、子供の入浴中の写真を撮ったりする行為等は、性的虐待として処罰の対象になることがあります。

- 幼児を駐車中の車内に残したり、家に残して外出したりすることは、そもそも危険であるだけでなく、法律で禁止されている場合があります。
- 幼児を車に乗せる際には、チャイルド・シートの使用が義務となっています。(タクシー等では乗車できない場合もあります)。

5 親権の問題

父母の国籍が異なり双方が親権（監護権）を持つ場合であっても、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為（親が日本に帰国する際に子を同伴する場合を含む）は、米国の国内法では重大犯罪（実子誘拐罪）とされています。

（2014年4月1日より日本もハーグ条約加盟国となっています。）

6 テロ・誘拐対策

(1) テロ関連

現時点、当館管内4州において、具体的なテロの発生に関する情報に接していませんが、米国内では実際にテロとみられる事件が発生しています。昨今の情勢からすれば、依然として米国は国際テロ組織等から標的とされているほか、これらテロ組織に感化された個人による襲撃等、当館管内4州でもテロの発生はあり得ると考える必要があります。

テロの被害に遭わないため、不特定多数の人が集まる場所への滞在では周囲を十分に警戒するとともに、不審な動きを察知したときは、直ちに警察官や警備員に通報し、自らの安全を確保する行動を取りましょう。また、当地であっても目立つ格好やパターン化された行動はできる限り避けましょう。米国土安全保障省では、国家テロ勧告システムを運用し、国民等への警戒を呼びかけています。

【国家テロ勧告システムに関するホームページ】

(URL : <https://www.dhs.gov/national-terrorism-advisory-system>)

(2) 誘拐関連

米国内での所在不明者の発生は後を絶たず、身代金目的、性犯罪目的等の誘拐事件が発生しているものと見られます。また、乳幼児を含む子供については、無関係の第三者（見知らぬ者）による略取事件が発生しているとして関係機関が警戒を呼びかけています。特にお子さんについては、単独外出を避けるべきです。また、子供さんや子供さんだけでなく大人の皆さんも、GPSにより位置情報が分かる機器（スマートフォン等）や防犯ブザー等を持つことで有効な被害の防止と対策になります。

【外務省パンフレット】パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策 Q & A」

(URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) パンフレット

「海外における脅迫・誘拐対策 Q & A」

(URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html)

パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html)

(3) 暴動、略奪関連

2020年5月には、ミネソタ州ミネアポリスで発生した警察官によるアフリカ系アメリカ人男性の殺害事件に関連して、国内各地で大規模な抗議デモが行われました。ジョージア州アトランタ市中心部での抗議デモでは、参集者の一部が暴徒化し、建物や警察車両の破壊、店舗の略奪等の犯罪行為を発生させました。また、同年6月には、ジョージア州アトランタ市内において職務執行中の警察官がアフリカ系アメリカ人男性を殺害する事件が発生し、発生現場のファーストフード店が放火される等の事態に発展しました。

興味本位でこうした場所に近付くことは避け、群衆が参集しているような場所は、できるだけ速やかにその場を離れるべきです。

7 自動車の運転に関する準備

(1) 自動車に関する防犯対策

- 車を駐車する際には、人目の多い安全な場所を選びましょう。特に夜間は明るい場所や建物の出入口に近い場所に駐車するように心がけましょう。
- 車から離れるときは、必ず全ての窓を閉め、ドアをロックしましょう。
- 車上狙いの標的になるので、外部から見えるところに鞆等を放置してはいけません。
- 車を乗り降りする際には、必ず周囲に不審者がいないか確かめましょう。
- 乗車したらすぐにドアをロックしましょう。
- 車の内外を頻繁に点検し、異常の有無や燃料の状態等を確認しておきましょう。

(2) 車内に備えておくべきもの

- 自動車の登録証、保険証
- メモ紙、筆記具
- 発煙筒、非常停止板、懐中電灯、作業用手袋、バッテリー用ジャンプケーブル
- 道路地図、緊急連絡先

(3) 事故に遭ってしまったら

ア 米国では、事故当事者が直接示談交渉することはほとんどありません。

通常は双方の保険会社が手続きを代行するので、事故現場で相手と議論することや一方的に謝罪することは好ましくありません。落ち着いて対応して下さい。

イ 具体的な留意事項

- 直ちに911に電話して、警察官の派遣を依頼し、けが人がいる場合は救急車も併せて要請します。
- 相手が逃走したときに備えて、相手の車のナンバーや特徴を記録しておくか、携帯電話のカメラ等を使って写真撮影しておきましょう。
- 警察官の事情聴取の質問内容が分からない場合、理解できないことを告げて誤解のないようにし、状況によっては知人等に通訳を頼むことも一案です。
- 事故の相手方の住所、氏名、電話番号、保険会社名、保険証番号を聞いて記録します。また、できるだけ詳しく交通事故の様子を写真撮影しておきましょう。

- 目撃者がいれば、その人の名前や連絡先等を聞き、記録しておきましょう。
- 現場に来た警察官の名前やバッジナンバー、所属警察署と事件番号等を記録しておきましょう。後の保険請求に必要となります。
- 加入している保険会社に一報します（ロードサービス等の要請を含む）。

(4) 飲酒運転について

「米国では飲酒運転が容認されている」という解釈は誤りです。飲酒運転で検挙されると、警察に逮捕・勾留され、罰金が科されると共に奉仕活動への従事や飲酒に関するカウンセリングの受講等を課せられます。また、査証（ビザ）が取り消しや米国への入国が制限される等の可能性が生じ、長期的にも影響します。飲酒時は、絶対にご自身で運転しないでください。

(5) 警察官から運転中に停止を求められた場合

ア 運転中にパトカーから停止を求められたら・・・落ち着いて道路脇に車を寄せましょう。

- 車のエンジンを切り、室内のライトを点け、窓を一部開けて両手をハンドルの上に置いて、警察官が近づいてくるのを待ちましょう。
- 慌ててポケットから免許証を取り出そうとしたりする行為は、武器を隠し持っているとして誤解される原因となり、警察官の許可無く勝手に車から降りるといった行為は、逃走や抵抗とみなされ逮捕される場合があります。
- 警察官の指示に従わず、抵抗や逃走を試みたことで、警察官の拳銃使用に至った事例もありますので、警察官の指示命令には素直に従いましょう。

イ 交通切符を渡されたら・・・内容を確認し、切符に署名しましょう。

- 警察官の主張する違反に異議がある場合、日本とは異なり、違反現場で議論するのではなく、後日行われる裁判所で争うことになります。

(6) 自動車運転免許証の取得・更新について

当館管轄の4州では、各州とも居住される方（居住されている方）は、住居を定めた後、速やかに州発行の運転免許証取得の手続きをとることとされています（州によって取得まで期限は異なっています）。

ただし、各州で自動車運転免許証の取得及び更新の手続きが異なっているため、各州の法令及び各発行機関の情報発信に注意する必要があります。

【運転免許証に関する当館ホームページ】

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/SElicenseinfo.pdf>

III 緊急事態への備え

毎年、米国南東部ではハリケーンによる被害等、自然災害が発生しています。こうした緊急事態には日頃から対策を検討し、いざという時に備えておきましょう。

1 日頃の心構え

(1) 連絡体制

- あらかじめ家族や会社の同僚との間で緊急の際の連絡方法を何種類か決めておきましょう。
- 在留届を提出するとともに、変更があったときは変更登録を忘れず行いましょう。総領事館は、在留届を基礎資料として皆様への連絡や安否確認を行います。転出・帰国等の変更があれば手続きをお願いします。

(2) 緊急時の避難先

事前に家族や同僚と緊急避難場所を確認しておきましょう。

(3) 緊急避難キットの準備

ハリケーンによる洪水被害等で道路が閉鎖された場合、食料が供給されるまでの間を乗り切る必要があります。最低でも3日分の食料や飲料水は用意した方が良いでしょう。また、避難勧告が発令された場合は直ちに移動しなければならないため、必要な荷物を運べるキャリアバッグやリュックサック等を併せてご用意されることをお勧めします。

【緊急避難キットの例】

- 飲料水（1日1人あたり1ガロンを目安）
- 缶詰等の長期保存食と缶切り
- 着替え、合羽やポンチョ等の雨具（防寒具兼用）
- 毛布、寝袋
- 応急手当キット及び最低1週間分の処方薬
- 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ろうそく、マッチ・ライター
- 現金（大規模災害時にはカードが使えなくなる可能性が高い）
- 家族との緊急時集合場所を記したメモ及び周辺地図
- 家族全員の健康・医療情報（持病やアレルギーについては英訳も用意）
- 旅券、写真付きID、保険証等重要書類のコピー、SSNカードのコピー
- 警笛、ブザー、防塵マスク、予備の眼鏡、ヘルメット
- 石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等の衛生管理用品
- ジェネレーター、ジェネレーター用燃料、簡易コンロ等

2 緊急事態が発生したら

- (1) まずは、自宅や勤務先等の安全が確保できる場所で状況が回復するのを待ちます。避難指示が発令されたときや自宅や勤務先等では安全が確保できないときは、緊急避難場所に避難してください。避難するときには、その旨を総領事館に通報して下さい。
- (2) テレビやラジオ等による正確な情報収集を心掛け、流言に惑わされないでください。
- (3) 緊急事態が発生した現場周辺の情報等は総領事館にお知らせ下さい。他の日本人の皆様にも貴重な情報となります。

【ハリケーン関連情報が入手可能なウェブサイト】

世界気象機関（<http://severe.worldweather.wmo.int/>）
 ウェザー・チャンネル（<http://www.weather.com/>）

【資料】 緊急連絡先

1 警察、消防、救急車（緊急時） 9 1 1

※ 緊急以外の問い合わせや相談は、地元警察署に電話してください。

2 在アトランタ日本国総領事館

代表： 4 0 4 - 2 4 0 - 4 3 0 0

F A X： 4 0 4 - 2 4 0 - 4 3 1 1

※ 夜間・休日等閉館時の緊急連絡は、音声ガイドに従って「7」をプッシュしてください。

※ 当館ホームページ（生活安全情報）に警察、弁護士協会、病院等の連絡先を掲載しています。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/bohan.html

3 外務省領事局

○ 外務省領事局海外邦人安全課（海外における日本人の安全対策や保護）

住所：東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 1

電話：（代表） 03-3580-3311 （内線） 2851

○ 外務省領事局邦人テロ対策室（海外でのテロ・誘拐等に関すること）

電話：（代表） 03-3580-3311 （内線） 3047

○ 外務省領事サービスセンター（海外安全情報の提供）

電話：（代表） 03-3580-3311 （内線） 2902

外務省 海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> （携帯版）